随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	複合機スキャンオート設定作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 7年 6月17日
契約の相手方の 氏名及び住所	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 福岡支社 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2 5 7, 4 0 0 -
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 0 —
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 複合機スキャンオート設定作業

2. 履 行 場 所 別紙1のとおり

3. 相 手 方 名称:富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

福岡支社

住所:福岡市博多区博多駅前1-6-16

電話: 092-411-9100 FAX: 092-415-4173

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び

予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 本業務の内容及び随意契約に付する理由

1) 本業務の内容

本業務はデジタル複合機を別紙1に記載の機器にてスキャンオート機能の追加設定を するものである。

2) 随意契約に付する理由

移設の対象となる機器は既契約の「R3-R7 出力機器等最適配置調査及び出力サービス 提供等業務」(以下「MPS 業務」という。) に基づき設置されている。

今回の複合機機器への機能付与は、今回の作業は、会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)導入に伴う業務改善の一環として、機能の追加設定を行うものである。本作業については、MPS業務の対象外となり、関連する別の業務として実施することになる。

機器の所有権は、MPS業務の受注者である富士フイルムビジネスイノベーションジャパン (株)にあり、機器の設定を他者が変更することはセキュリティの関係上できない。以上の理由から本業務は富士フイルムビジネスイノベーションジャパン (株)が唯一の契約相手方であると判断し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン (株)と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者) 総務部 総務課長